

公共下水道使用料について

●下水道使用料とは？

排水設備の工事が完了して、下水道の使用が開始されますと、下水道使用料がかかります。

家庭や事業所から排出された汚水は、町浄化センターに集められ浄化され、きれいな水にして瀬沼川へ放流します。

下水道を利用する方に納めていただいた使用料は、町浄化センターの運転管理や下水管の清掃や修理などの維持管理のための費用の一部に充てられます。



●下水道使用料金表(一般汚水)

一般汚水	使用水量	使用料金 (消費税抜き)
基本使用料	10 ^{m³} まで	1,200円
超過使用料 (1 ^{m³} につき)	11 ^{m³} を超え20 ^{m³} まで	130円
	21 ^{m³} を超え30 ^{m³} まで	150円
	31 ^{m³} を超え50 ^{m³} まで	170円
	51 ^{m³} を超え100 ^{m³} まで	190円
	101 ^{m³} を超えるもの	230円

●使用料計算例

1)水道水(茨城町上水道)のみ使用している場合！

上水道の使用水量がそのまま下水道使用水量になります。

【例】水道水使用水量が35^{m³}/月の場合

基本使用料	10 ^{m³} まで	=	1,200円
11 ^{m³} ~20 ^{m³}	10 ^{m³} ×130円	=	1,300円
21 ^{m³} ~30 ^{m³}	10 ^{m³} ×150円	=	1,500円
31 ^{m³} ~50 ^{m³}	5 ^{m³} ×170円	=	850円
計	35 ^{m³}	=	4,850円
消費税額(10%)			485円
合計金額			5,335円

2) 水道水以外の水を使用している場合！(井戸水など)

1ヶ月あたりの基準水量(1人あたり7^m₃)に世帯人数を乗じて算出します。

【例】世帯の人数が4人の時は、4人×7^m₃で28^m₃/月の場合

基本使用料	10 ^m ₃ まで	=	1,200円
11 ^m ₃ ~20 ^m ₃	10 ^m ₃ ×130円	=	1,300円
21 ^m ₃ ~30 ^m ₃	8 ^m ₃ ×150円	=	1,200円
計	28 ^m ₃	=	3,700円
消費税額(10%)			370円
合計金額			4,070円

3) 水道水と井戸水等を使用している場合！

上水道の使用水量と

1ヶ月あたりの基準水量(1人あたり3^m₃)に世帯人数を乗じて算出します。

【例】水道水使用水量が20^m₃/月

世帯の人数が4人の時は、4人×3^m₃で12^m₃/月

合計した使用水量は、32^m₃/月の場合

基本使用料	10 ^m ₃ まで	=	1,200円
11 ^m ₃ ~20 ^m ₃	10 ^m ₃ ×130円	=	1,300円
21 ^m ₃ ~30 ^m ₃	10 ^m ₃ ×150円	=	1,500円
31 ^m ₃ ~50 ^m ₃	2 ^m ₃ ×170円	=	340円
計	32 ^m ₃	=	4,340円
消費税額(10%)			434円
合計金額			4,774円

●使用料金の支払方法

下水道の使用料は、水道料金とあわせて、毎月お支払いいただきます。

お支払い方法は①及び②の方法があります。

① 口座振替による納付方法！

手続きに必要なもの、預金通帳、口座番号、通帳印です。口座振替手続きは、下記の金融機関までおねがいします。ただし、一部の支店では、取り扱いできない場合があります。

- ・常陽銀行
- ・茨城県信用組合
- ・水戸信用金庫
- ・水戸農業協同組合
- ・三菱東京UFJ銀行
- ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・筑波銀行

② 納入通知書による納付方法！

- ・茨城町役場会計課及び水道課窓口
- ・上記の金融機関及びコンビニエンスストア

お問い合わせ先

茨城町 都市建設部 下水道課

電話029-292-1111(内線149) または 029-240-7127(直通)